

## 積 載 資 器 材

分 類	品 名
呼吸管理用資器材	バッグバルブマスク ※1 ポケットマスク
創傷等保護用資器材	三 角 巾 ガ ー ゼ 包 帯 タ オ ル ばんそうこう
保温・搬送用資器材	敷 物 ※1 保 温 用 毛 布 担 架 ま く ら ※1
消 毒 用 資 器 材	噴 霧 消 毒 器 各 種 消 毒 薬
そ の 他 の 資 器 材	は さ み マ ス ク ピ ン セ ッ ト ※1 手 袋 膿 盆 汚 物 入 れ 体 温 計 A E D ※2

- 1 「※1」については、車椅子専用の患者等搬送用自動車のみ任意の積載とする。
- 2 「※2」については、全ての患者等搬送用自動車において任意の積載とする。

## 消毒の実施要領

### 1 定期消毒

#### (1) 資器材

消毒用薬剤により殺菌消毒を行うこと。

#### (2) 車両

水洗い、清拭、消毒用薬剤噴霧による殺菌消毒の手順により、車内全般にわたって綿密に行うとともに、毛布なども日光消毒等適当な消毒を行うこと。

### 2 使用後消毒

#### (1) 乗務員

搬送業務終了後、手指及び口腔内の消毒を、次により実施すること。

ア 手指の消毒は、前腕部を含めて水道水により行い、血液や汚物等の付着がある場合は、特に入念に洗浄した後に、消毒用薬剤による殺菌消毒を行うものとする。

イ 口腔内の消毒は、手指を洗浄した後、うがい薬等により行うこと。

#### (2) 資器材

搬送業務終了後、水道水による洗浄や清拭等を行った後、消毒用薬剤による殺菌消毒を行うこと。

#### (3) 車両

搬送業務終了後、汚染場所等を、水洗い、清拭、消毒用薬剤噴霧による殺菌消毒の手順により行うこと。

水洗いを避けなければならない場合は、清拭と消毒用薬剤噴霧による殺菌消毒を行う。

また、特に血液や吐物等により汚染している箇所は、重点的に行うこと。

※ 定期消毒及び使用後消毒とも、実施者の手指を清潔にして行うこと。

## 講習の実施基準

種別 項目	患者等搬送乗務員適任者講習	患者等搬送乗務員定期講習
実施者	愛知県消防長会	
実施回数	年 1 回以上	2 年に 1 回以上
講習内容	ア 患者の観察に関する事 イ 応急処置に関する事 ウ 搬送法及び患者等の管理に関する事 エ 感染防止に関する事 オ 消防機関との連携に関する事	ア 患者の観察に関する事 イ 応急処置に関する事 ウ 搬送法及び患者等の管理に関する事
講習時間	2 4 時間	3 時間
講師及び教材	実施者が定める。	
愛知県消防長会は、必要と認める場合、講習内容及び講習時間を変更することができる。		

適任者講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者

- 1 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 44 条第 3 項に定める救急業務に関する講習課程を修了した者。
- 2 日本赤十字社の行う応急処置に関する講習課程を受けた者で、資格の有効期間内の者。ただし、適任者講習に不足する科目については、当該科目を受講すること。
- 3 医師、看護婦、准看護婦、保健婦、助産婦、医学士、看護学士等上記 1 及び 2 に掲げる者以上の知識及び技能を有すると消防長が認めた者。